

令和8年度遠隔教育双方向ライブ配信ソフトウェア一式調達業務契約書（案）

- 1 品目及び数量 遠隔教育双方向ライブ配信ソフトウェア一式
- 2 契約金額 ￥ -  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ -)
- 3 使用期間 令和8年4月から令和9年3月末
- 4 納入場所 大分県内の県立高校
- 5 契約保証金 ￥ -

発注者 大分県教育庁遠隔教育配信センター 所長 (以下「甲」という。)と受注者 (以下「乙」という。)とは、遠隔教育双方向ライブ配信ソフトウェア一式 (以下「双方向ライブ配信ソフトウェア」という。)の購入に関して、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙「調達仕様書」に基づき、双方向ライブ配信ソフトウェアを納入しなければならない。

(納入の通知)

第2条 乙は、双方向ライブ配信ソフトウェアを納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

(検査)

第3条 甲は、双方向ライブ配信ソフトウェアの納入を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

2 甲は、検査の結果、双方向ライブ配信ソフトウェアの内容が調達仕様書で示した内容に相違しているなど不適切な箇所等があった場合は、乙は双方向ライブ配信ソフトウェアの修正または再発行を行わなければならない。この場合において、前項の時期は、双方向ライブ配信ソフトウェアの再納入日から起算して10日以内とする。

(契約金の支払い時期)

第4条 甲は、双方向ライブ配信ソフトウェアの納入を受けたのち、乙から適法な支払い請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に契約金を支払わなければならない。

(納入遅延に対する遅延利息)

第5条 乙の責めに帰する理由により、納入期限までに双方向ライブ配信ソフトウェアを納入しない場合は、乙は甲に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、契約金に対し年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(契約の解除等)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

(1) 納入期限までに双方向ライブ配信ソフトウェアの納入を完了する見込みがないとき。

(2) 天災地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで納入期限までに双方向ライブ配信ソフトウェアの納入ができないと認めるとき。

(3) 乙に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めるとき。

(4) 契約の履行に関し、不正の行為があると認めるとき。

(5) 乙が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。) 又は暴力団 (同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。) 若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められたとき。

(違約金)

第7条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

(補則)

第8条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、大分県契約事務規則 (昭和39年大分県規則第22号) に定めるところによる。

(協議)

第9条 この契約書に約定していない事項について約定する必要が生じたとき、又はこの契

約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度甲、乙協議して定める。

この契約が成立したことを証するため、この契約書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

令和 8 年 月 日

甲

住所 大分市上野丘2丁目10-12  
大分県教育庁遠隔教育配信センター  
所長 ⑩

乙

住所  
商号又は名称  
代表者氏名 ⑩